

## 伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、企業版ふるさと納税による財源を活用し、伊江村離島高校生修学支援費補助金交付規則（平成24年伊江村教育委員会規則第1号 以下「既存補助金交付規則」という。）に基づく補助額に加算して交付する伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金（以下「拡充補助金」という。）について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 拡充補助金の対象者は、既存補助金交付規則に基づき補助金の交付決定を受けた者とする。

2 既存補助金交付規則第2条の規定の対象ならない者であって、教育長が特別に認める者

(交付決定)

第3条 拡充補助金の交付決定は、前条に規定する交付決定をもって、当該補助金の交付決定があったものとみなす。

2 教育長は、前条2項の対象者から伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金申請書（様式第1号）の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助の交付を決定し、その旨を伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助の額)

第4条 拡充補助金の額は、1人当たり年額6万円とする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 第2条に規定する対象者は、伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金請求書（様式第2号）を6月末までに教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を7月、9月及び3月に交付するものとする。

(実績報告)

第6条 第3条2項により補助金の交付決定通知を受けた者は、事業年度の3月10日までに伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金実績報告書（様式第3号）及び領収書（居住費）を教育長に提出しなければならない。

(実績報告の特例)

第7条 既存補助金交付規則第9条により実績報告書及び領収書を提出した者は、拡充補助金に係る実績報告書及び領収書を提出したものとみなす。

(交付の取消し)

第8条 教育長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、拡充補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(補助金の返還)

第9条 教育長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る金額について既に補助金が交付されているときは、対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、拡充補助金の交付に関し必要な事項は、既存補助金交付規則の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金申請書

伊江村教育長 殿

保護者

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金の交付を受けたいので申請します。

記

生 徒	学 校 名			
	氏 名		学 年	
期 間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日			
居住に係る額（年額） （食費及び光熱水費を除く）	金	円		
居住地（○をつけてください）	借家（アパート等）・ 学生寮 ・ 下宿 ・ 持ち家			
居住地住所				

※添付書類

①生徒手帳の写し又は在学証明書

②アパート等契約書の写し又は入居がわかる証明書

伊江村教育長 殿

保護者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金請求書

年 月 日付、伊江教委第 号で伊江村離島高校生修学支援費補助金の交付決定通知により、伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金の交付が決定された補助金について、下記の金額を交付されるよう伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金交付規則第5条の規定により請求します。

記

1. 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

( 年 月 日から 年 月 日)

2. 口座振込先（生徒名口座）

金融機関名	農 協 漁 協 郵便局	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金実績報告書

伊江村教育長 殿

保護者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり伊江村離島高校生修学支援費拡充補助金に係る補助金の実績を提出いたします。

記

生徒	学校名				
	氏 名			学 年	
		既申請額		精算額	
居住に係る額（年額） （食費及び光熱水費を除く）		金	円	金	円
補助金決定額		金	円	金	円
期 間		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	